

## 佐賀県 K A W A R U チャレンジ事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

**第1条** 知事は、県民が多様に川に関わり、川を体感する機会を創出するため、団体・個人等が県内の河川等において、河川への関心を高め、理解を深めるために新たに実施する活動に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

### (補助対象者)

**第2条** 補助の対象者(以下「補助事業者」という。)は、県内の河川等において、河川への関心を高め、理解を深めるための活動を行う県内の団体又は個人とする。

2 前項の補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 前項の第2号から第7号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

### (補助対象事業)

**第3条** 補助金の交付の対象となる事業は、補助事業者が新たに取り組む次に掲げる事業とする。

(1) 河川を活用した「森・川・海」のつながりを普及啓発するための事業

(2) 河川への理解を深め、河川に親しむ事業

(3) その他河川愛護の推進に資する事業

2 前項の事業を河川敷又は河川敷付近で実施する場合は、河川の良い環境の維持・保全につながる事業とすること

### (補助対象経費及び補助率)

**第4条** 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、次の表のとおりとする。ただし、交付決定前に発生した経費は対象外とする。

対 象 経 費	補助率	補助上限額
講師謝金等報償費、旅費、食糧費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、保険料、通信費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費 等	10分の10	300千円以内

#### (事業計画書の提出)

第5条 補助事業者は、事業計画書(様式第1号)に同様式で定める書類を添えて、別に定める期日までに県に提出しなければならない。

#### (補助金の額の内示)

第6条 県は、前条に規定する事業計画書の提出があったときは、当該計画書の内容を審査し、補助事業として適当と認めるときは、第3条に掲げる補助対象経費のうち、必要かつ適当と認める経費について、予算の範囲内において、補助金額の内示を行うものとする。

#### (補助金の交付申請)

第7条 前条の補助金の内示を受けた補助事業者は、規則第3条に規定する補助金交付申請書(様式第2号)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、20日とする。

#### (補助金の交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出して、承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく、補助事業に要する経費間の20%以内の金額の変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を行うために締結する契約については、別紙(佐賀県ローカル発注促進要領(平成27年10月2日付))に基づき、県内企業と契約するように努めること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、承認申請書(様式第3号の2)を知事に提出して、承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。

#### (補助金の交付決定)

第9条 知事は、補助金交付申請書を受理したときはこれを審査し、適当と認めるときは当該補

助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。

#### ( 状況報告及び調査 )

**第 1 0 条** 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の実施状況等の報告を求め、又は調査することができる。

#### ( 補助金の交付決定の取り消し )

**第 1 1 条** 知事は、次に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、本人の責に帰すべき事由ではない場合はこの限りではない。

- ( 1 ) 補助事業の遂行が当初の計画どおり行われていない場合
- ( 2 ) この要綱及び規則に違反した場合
- ( 3 ) 不正な申請をした場合

2 知事は、補助事業者が第 2 条第 2 項及び第 3 項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

#### ( 申請の取り下げ )

**第 1 2 条** 規則第 7 条の規定による申請の取り下げをすることができる期間は、交付決定の日から 1 0 日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

#### ( 補助金の返還 )

**第 1 3 条** 知事は、交付決定を取り消した場合において、対象事業の当該取り消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた補助事業者は、知事が指定する期日までに、遅滞なく補助金を返還しなければならない。

#### ( 実績報告 )

**第 1 4 条** 補助事業者は、補助事業完了後（補助事業廃止の承認を受けたときを含む）1 0 日以内又は補助金の交付決定に係る会計年度終了日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。

#### ( 補助金の交付 )

**第 1 5 条** 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第 1 5 条第 1 項に規定する補助金交付請求書（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を概算払いにより交付することができる。（様式第 5 号の 2）

#### ( 成果の発表 )

**第 1 6 条** 補助事業者は、補助事業の成果の発表に努めるものとする。

**附 則**

この要綱は、令和元年度分の補助金から適用する。

**附 則**

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。